

## 第4回 市川市市民活動団体支援制度審査会会議録

1. 日 時：平成27年11月19日（木） 9時～10時50分
2. 場 所：ボランティア・NPO活動センター（アクス本八幡2F）
3. 目 的：（新）市川市市民活動団体事業補助金の審査基準検討
4. 出席委員：金丸委員長、小笠原副委員長、原科委員、吉田委員、小野委員、佐藤委員、鈴木委員（7名）
5. 事務局：佐藤、佐久間、辻
6. 内 容

事務局：辻

定刻となりましたので、これより平成27年度 第4回市川市市民活動団体支援制度審査会をはじめさせていただきます。なお、本日の会議は公開としておりますが、現在、傍聴者の方はいらっしゃいませんので、このまま続けさせていただきます。

それでは、はじめにボランティア・NPO課長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

事務局：佐藤

お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。お手元に配布しております資料の通り、9月18日に1%に代わる新しい条例が公布されました。1%支援制度は、お金の支援と基金を1つの条例にしていたのですが、新しい制度は、基金で総合的に市民活動を支援しようという趣旨となったため、団体への補助金と基金という2つの条例になりました。

1%は支援金とっていましたが、新しい制度では補助金になります。補助金は、行政でいうと補助基準が決まっています、行政が決めるため審査会はないというのが通常であり、審査会がある補助金は、本市ではこの制度だけと聞いておりますことから特殊なものです。審査基準を決めるのはなかなか難しいのが現実ですが、みなさんのこれまでの経験等を活かし、ブレのないように指針を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

金丸委員

では、次第にそって会議を進めてまいります。次第の3、新しい制度の審査基準について説明、討議になります。まず、審査基準について事務局から説明をお願いします。

事務局：佐久間

まず、基準のお話しをする前に、新しい制度の審査の進め方について、現在、市で考えている案をご説明いたします。

### （1）申請数の見込みと申請書類

来年の6月から新しい補助制度で交付申請を受け付ける予定ですが、申請は150事業、

現在の1%制度よりも40事業ほど多くなると見込んでいます。なお、申請時期が6月になりますが、4月から実施済みの事業も対象とします。申請時に必要な書類は、本日、配布している申請書類のサンプルのように、申請書、団体概要調書、事業計画書、収支予算書、その他宣誓書のような添付書類となります。申請書類は全事業分のコピーを事前に審査員の皆さんにお送りします。

## (2) 審査会の運営

審査会の運営方法は審査会内で決めていただくこととなりますが、市で想定している運営方法は、7月下旬に5人1組程度の部会を2部会開催し、各75事業程度の審査をお願いしたいと考えています。部会での審査は、審査票にしたがい、審査基準の項目について、○、△、×でチェックしていただきます。補助対象経費の審査は、事前に事務局が行い、判断できない費目について、審査会での審査をお願いしようと考えています。全ての項目確認後、最終的に3頁の一番下にある総合判定に○、△、×をつけていただきます。部会に参加した全ての委員が総合判定に○をつけた事業は、補助対象事業として採択。それ以外の事業については、部会の時に指摘された、△、×の理由について、申請者に文書での説明を求め、その説明を考慮したうえで、8月上旬に予定している全体の審査会で決定を行います。

なお、部会で補助対象となった事業は、全体の審査会で報告を行い、審査会として補助対象事業として採択を決定します。部会で審査基準の項目に△、×がついている事業で、8月上旬の全体の審査会でも△、×となった事業については、9月上旬に再度、審査会を開き、申請者から説明を受けたうえで、審査員の皆さんに判断していただくことを考えています。

次に、審査基準について説明します。

## 2. 審査基準について

お手元の「補助金交付の妥当性に関する審査基準（案）」条例第4条第1項第9号（3回目まで）をご覧ください。（1）、（2）のように、（ ）書きになっているものが、具体的な審査基準です。順に、基準とした理由と、平成26年度の申請事業でどの程度の影響があるか、説明いたします。なお、申請書のどの部分を見て審査いただくかは、申請書のサンプルに記載してあります。

1頁をごらんください。

1. 地域課題を解決する等の公益上の効果がある事業であること。の審査基準として、

（1）解決すべき地域課題が明確であること、（2）地域課題により、困っている市民が存在又は存在することが想定される。という基準を設けました。これは、公益性が有る事業に対して補助を行うことを考えており、公益性の有無の前提として、事業を行う団体構成員だけでなく、地域の方も同様に感じていると想定される課題を解決するための事業を補

助対象とするため、地域課題の有無を基準に加えています。また、課題が地域限定ではなく、全国に及ぶような、国が取り組むべき課題と考えられるものであっても、市民に対する受益が認められる事業であれば補助対象事業とすることを考えています。

平成26年度の申請では、地域課題を記載してもらっていないので、あくまで私の推測になりますが、申請書類から地域課題を推測してみると、文化の振興や教育の推進を目的とする事業は、地域課題の有無について、審査員さんで判断が分れるのではないかと考えます。また、平和に関することや納税に関する事業は、国として取り組むべき課題にあたると思いますので、事業を実施したことによる効果が市民に及んでいるかという観点から、補助対象の有無を判断することになるかと思えます。この項目は、審査員さんの裁量による部分になるので○、△、×の評価が分れる部分ではないかと思われれます。

次に、2. 主催する事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること

(1) 補助対象事業の目的を達成するための、合理的な方法が具体的に計画されている。

(2) 補助対象事業の実施により具体的な成果（地域課題の解決）が見込まれる。については、事業目的に沿った効果が得られるかどうか不確定な事業は、税金を投入して補助することが妥当ではないとの考えから、事業実施から得られる効果と事業目的を達成するための方法に合理性を求めています。

2頁をご覧ください。また、市民まつり等への出店のような、自らが主催していないものへ参加する事業については、事業目的を達成するためというよりは、物販を行うことが目的と考えられる場合もあるため、補助対象とする事業は、団体が主催する事業に限定したいと考えています。平成26年度の申請事業では、合理的事業方法と言えるかについて疑義が生じる恐れがあると考えているのは、高齢者の仲間づくりが目的の事業がチャリティーコンサートを実施したり、市民が戦争に巻き込まれないようにすることが目的の事業が講演会を実施している事業の2事業が該当するのではないかと個人的に考えています。

また、市民まつりや環境フェアのように自ら主催していない事業を補助対象事業の一部としている事業は15事業あります。この項目も、事業目的とその効果に関しての捉え方は人それぞれになると思いますので、審査員さんの評価が分れる部分と考えています。

次に3. 市が補助するにふさわしい（市民の理解が得られる）事業であることの（1）補助対象事業の内容が補助金交付申請団体の活動目的に合致している。は、要件に合致した団体の行う事業について補助を行う考えから、団体の活動目的と事業の内容が整合している必要があるため基準に加えています。

(2) 補助対象事業は、補助金交付申請団体が自主的、自発的に行うものである。

行政から依頼を受けて実施する事業は、担当課で予算措置を行い実施すべきであり、補助金を交付することは妥当ではないと考えているため、この補助金は、団体が自主的、自

発的に地域課題を解決するための事業に交付します。

(3) 補助対象事業として社会通念上ふさわしい事業方法が用いられている。

社会通念上問題がある方法を用いた事業は、税金を投入して補助することはふさわしくないため補助基準に加えています。それに関連して、(4) 市が補助対象事業としてふさわしくないと考える事業方法が用いられているとしても、事業計画書に記載された効果とのバランスがとれている。もともと、以前行っていた「健康マージャン」に補助をすることが、市の事業としてふさわしいかどうかの議論が内部であったため、この項目を入れて、マージャンを用いた事業であっても、市民への受益がある場合は、補助対象とするためにいれましたが、そもそも、マージャンと健康マージャンは別のものであることを理解してもらえれば、(3) の基準だけで整理できるため、この項目は削除したいと思います。市がふさわしくないと考えている事業に補助金を出すことはなく、それに何か条件をつけて補助をだすという基準はおかしいとの結論になりました。

(5) 団体活動の成果を発表することが目的の事業の場合は、不特定多数の市民の受益が見込まれる。これは、団体活動の成果を発表することが目的となっているスポーツ大会や演奏会等は、主に団体構成員が受益者となっている場合が多く、補助対象事業としてふさわしくないと考えています。ただし、このような事業の中にも市民に受益が見込まれる事業もあることから、補助する場合は、市民の参加や観覧が可能となっているなど団体構成員以外の市民に受益があることを条件とすることを基準に加えました。

次に、4. 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて一定数の市民の受益者が見込まれることについて。(1)外部から講師等を招聘し、報償費を支出する事業であって、20人以上の市民の参加が見込まれる。については、講習会、講演会、セミナー、相談会等のように、何らかの知識を得るために実施される事業のうち、専門的知識を有する講師等を招聘し報償費が支出され実施される事業は、団体構成員のみで実施される事業に比べ、市民の利益が多い事業と考えられるため、報償費を補助した効果の確認として、20人以上の市民の参加を求めています。ただし、福祉を目的とした事業のうち、安定した事業運営のため会員制を採用している事業は、20人以上の市民の参加が不可能であることから、この基準を適用しません。

5. 事業に関する広報活動を行なっていることについて。(1)事業への参加者を募集している。については、公益性を確保するために多くの市民に事業に参加してもらう必要があることから、事業の周知を行うよう求めています。

6. 事業が適正に行える、実施場所が予定されていることについて。(1)事業の参加予定人

数に応じた実施場所が予定されている。は、事業が安全に実施されることを担保するため、適切な面積を有する場所で事業を行うことを求めています。

次の(2)市民の参加を考慮した、事業実施時期、スケジュールとなっている。公益性を確保するために多くの市民に事業に参加してもらう必要があるため、事業実施時期について配慮を求めています。

続きまして、7. 事業実施費用として、この補助金以外の金額について、収入が確保されていることについて。(1)必要な自己資金が確保されている。(2)事業実施に必要な費用が申請されている。については、事業が確実に実施されることを担保するため、資金計画と事業費用の見積もりが適切であることを求めています。

最後の8. 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること(1)事業の参加予定人数に応じた人員の配置が可能である。では、事業が安全に実施されることを担保するため、適切な人員の配置を求めています。

参考として、規則別表に規定する予定の補助対象経費の一覧表を5頁以降に載せています。以前、説明したものと大きな変更点はありません。変更点としては、4回目の申請時に過去3回の実績を踏まえて補助対象経費の範囲を狭める運用をする費目がいくつか追加になっています。下線が引いてある部分です。この制度は、基準に適合すれば、4回目以降も15万円の上限額をもらい続けることが可能な制度のため、回数に制限を設けない代わりに、補助金のみに頼らない事業運営のために何らかの努力をしてほしいとの考えから4回目の申請時から補助対象経費の範囲を狭めています。

なお、前回の審査会のときに、意見を伺った、報償費を支払う場合に参加費を徴収する基準を設けることについては、条例の目的に団体の自立を促すような規定が入らなかったため、3回目までの審査基準に自立を意識した収入の確保の基準を入れることは難しいとの結論に至り削除しました。

次に、4回目以降の審査基準になりますが、4回目以降の審査基準をご覧ください。追加する基準としては、過去3回の事業実施で効果がないと判断される事業、具体的には参加者がいない又は極端に少ない事業は、効果が無い事業として、補助対象事業としなくては良いのではないかと考えています。

次に、外部から講師を招聘し報償費を支出する事業で、過去3回で一度も20人以上の参加がない事業は、さきほどと同様に、効果が少ない事業として、補助対象としないことを考えています。

最後の※印の外部から講師等を招聘し補償費を支出する事業に関する項目は、さきほど説明したように条例の目的に団体の自立を図るような文言が盛り込まれていませんでしたので、削除をお願いします。

審査基準につきましては、特に1, 2頁に記載してある部分が審査員の皆さんの個々の判断になり意見が分れる部分ではないかと思います。そこで、この審査基準について審査可能かどうかの観点からご意見をいただければと思います。また、審査が難しいということであれば、どのような視点を加えると審査が可能となるかについてご意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

金丸委員

では、討議に入りたいと思います。意見のある方は挙手いただき、指名をした後に発言をお願いします。

原科委員

よくまとめていただき、概ね良いと思います。基準2.(1)について、合理的な方法が具体的に計画されているというところで、疑義が生じる例とし講演会等がありますが、普及啓発活動なので良いのではないのでしょうか。ワークショップ等も同様。例がおかしいのではないですか。

事務局：佐久間

例はあくまでも平成26年度の申請を新しい基準に照らした際に疑義が生じるかもしれないというものであって、実際には審査員の方々の判断にお任せするものです。たとえば、高齢者福祉を目的としているが、東日本大震災のチャリティーをするという事業は、目的に合った事業なのかという点で疑義が生じるかもしれない、ということです。また、事業の中には、自分たち主催ではなく、他の団体が主催する事業に出かける、というものもあり、疑義が生じるのではないかと考え例示しました。

佐藤委員

講演会も内容の問題だと思います。表題は「戦争はいやだ」といいながら内容を見ると、国の政策に反対するというような、ある一定の政治的な目的に反対するようなものになっているものがあり、方法論については議論になるのではないかと思います。政治的なものが曖昧になっているところが気になります。

事務局：佐久間

NPO 法でも同様ですが、政治上の主義はダメだが、政策、施策等の推進や支持は認めています。

佐藤委員

政策に対してはよいのですね。ただ、議論する場は重要だけれど、反対という結論ありきかどうかでしょうか。中身について議論するのは大事だけれど、仲間を集めようという意識のものは微妙ではないでしょうか。

吉田委員

賛成も反対も両方認められると思います。

金丸委員

審査員の裁量が大きくなるので、難しい判断になりますね。

吉田委員

その事業の成果をどう設定しているかによると思います。成果としているものが大事と審査員が認められるかどうかではないかと思います。

小笠原委員

何を持って成果とするのか。政治心情をディスカッションすることの成果は、どのようなことが想定されるでしょうか。

吉田委員

成果は、団体が設定したものを議論するしかないと思います。

小笠原委員

成果を具体的にイメージできにくい。ディスカッションの場を設けるとした場合、補助金の対象とすることは疑問です。市民からのクレームにもなるのではないのでしょうか。

金丸委員

たとえば、「廃案にする」ことを目的とするのはどうでしょうか。関心を持ってもらうというのは良いが、はじめから廃案、というのは政治的なものになるので、支援するのは問題があるように思います。議論する、啓発するのは良いと思います。

吉田委員

補助の対象とするかどうかは別の問題として、「廃案にする」「法案を通す」というのは、

団体が効果として設定してくる可能性はありますね。

金丸委員

政治的なものを判断するのは難しいですね。

原科委員

難しい問題ですが、やってみて考えるというスタンスで決めれば良いのではないですか。

吉田委員

ものによって、判断が変わるのは良くないのではないかとと思います。

原科委員

だからこそ、記録をとって、情報公開をすることで、信憑性を高めていく必要があると思います。

金丸委員

疑義のあるものは、審査会の流れの中で、団体からヒヤリングをして慎重に判断できるのではないかとと思います。

小野委員

最初は書類だけの審査になりますが、判断できないものはその時点でプレゼンをして欲しいと思います。書類審査を5名とするのではなく、はじめに必要なある団体をピックアップして、先にプレゼンしてもらうのはどうでしょうか。

事務局：佐藤

今回、想定している150の事業を一同に会して審査するのは難しいと考え、まずは半分にしています。部会では無理に評決をするのではなく、わからないもの、一人でも△があれば、全員の審査会にあげてもらおう。そこでも△であれば、団体から直接話しを聴くことにしたいと思います。始めに△があれば、そのまま上に上げてもらえば良いと思います。議論にならないものは信頼してよいとして○、疑義のあるもののみ次の審査に残すようにしたいと思います。

佐藤委員

1%制度に比べて審査基準は厳しくなっているように思いますが、申請団体の予測が150に増えているのはなぜですか。



事務局：佐藤

1%では市民の投票があったので、思ったようにはお金がもらえない。と申請しない団体があったように聞いています。今回は申請して審査に通れば希望金額をもらえる仕組みになっているため、制度の内容が理解されるにつれて多くなり、最大で150程度と予測しています。

佐藤委員

登録団体はあっても、申請してこなかった潜在的な数が見えているということですね。活動を盛り上げるのはこの制度の趣旨にも合致しています。団体を減らすことではないので、よいでしょうか。

事務局：佐藤

活動を活発にすることは趣旨の一つですが、補助金は税金なので、しっかり審査した上で認められるものにしたいと思います。そこで、新しい制度では、飲み食いの部分は認めないなどの基準になっています。前から比べると厳しい基準になる部分もありますが、やってみておかしいものは変えていこう、と考えています。

吉田委員

審査会に求められるレベルも上がるが、団体に求めるレベルも上がっていますね。事業の目的や何がいけないのかという課題（地域課題）まで掘り下げないといけない。今は、この事業をしたら何がおきるのか、どうなるのか、という程度でしたから、団体も大変だと思っています。

金丸委員

課題という点では、文化活動は難しいですね、地域課題として捉えることができるか難しい判断です。

佐藤委員

文化活動では、オカリナの演奏をしている、合唱団で発表会というところもありましたね。

事務局：佐藤

同じ演奏活動をしている団体でも、発表会を提案事業とする場合と、慰問活動を事業として提案する場合は違うと考えます。

吉田委員

ただ、慰問していることが地域課題の解決になるのか。どのレベルまで求めるかは難しい

ですね。

金丸委員

同じ演奏会、発表会でも、手弁当で行っているところもあるので、判断は難しいですね。

事務局：佐藤

今までの「発表会」「野球大会」などをいきなり対象外とするのは、影響が大きいと考え救済策としています。

小笠原委員

一般の市民が20名以上参加するなら、いわゆるサークルでも申請できるのですか。

事務局：佐久間

サークルでも良いのか、という事については、団体要件で50%以上の公益性のある団体でなければダメという点で、対象にはなりません。

小野委員

外部から講師を招聘した場合に、20人の人を集める、という基準がありますが、団体構成員以外を20名集めるのは大変ではないかと思います。市民活動をしている経験から言うと10人位が適切かと考えます。あまり厳しい人数を設定すると主催者側発表などという数がでてくるのではないかと心配です。

原科委員

私は逆だと思います。20人集められないなら公益性はない、といえるのではないのでしょうか。

事務局：佐藤

人数については、アンケートを必ず取る、そして構成員か市民かの区別をしてもらう、ことを検討しています。

原科委員

それは広報活動にもつながりますね。

金丸委員

規定は必要ですね、人数がどうか、の点ですが、昨年の実績では20人集まっていない団体は1つしかない、ということであれば妥当なのではないかと思います。

佐藤委員

報告をしっかりとらうことが必要ですね、データがどうなのか。

原科委員

市民に説明するためには、必要なデータです。

小笠原委員

私も NPO の活動をしています、自分たちの事業でも、講師に謝金を 3 万円払った場合で 10 人しか集まらなないとテーマを変えよう、と思うので、感覚としては 20 人でよいかと思います。

佐藤課長

審査票をお渡ししていますが、内容はどうでしょうか。

原科委員

項目が多いので、5 項目程度にならないか検討してください。

佐藤委員

課題と感じる市民が存在するか、はどう判断すれば良いですか

事務局：佐久間

審査員の方が想像できれば、地域課題ありとして欲しいです。申請書でわからないものは直接団体から聴いて、それでも課題があると思う市民はいないと思われた場合は×をつけていただきます。

事務局：佐藤

今回の制度では、補助金の減額を含め、条件付きの承認ができています。例えば、課題が明確でない場合は、次年度はより明確にしてください、という条件をつけることもできると考えています。

※原科委員、途中退席

吉田委員

4 回目以降の審査で、過去 3 回の実績の効果を加える、とありますが、実際には 2 回目の申請の際に 1 回目できていない、改善も施されていないものは見過ごすわけにはいかないのではないのでしょうか。

事務局：佐久間

2 回目は条件をつけていただき改善を求めます。市の考えでは、3 年間は猶予期間を設け、4 回目の申請では、結果が伴っていない場合は対象としないことと考えています。

事務局：佐藤

その点については、審査会で決めてもらえば良いと思います。2 回目に条件をつけて結果がダメだった場合、対象から外さざるを得ないものもあるかも知れません。少しずつ、例えば参加者が 10 人から 11 人と少しずつでも増えていけば、努力がみられるので 3 年間は対象とする、と私たちは考えていますが、審査会の判断で途中でも対象としない、という判断があっても良いと思います。審査を通して指導していくことも大事だと思っていますが、何でも 3 回様子を見るということではありません。

金丸委員

猶予期間を持つということですね。

吉田委員

3 回目までは改善の努力で認めるが、4 回目以降は努力だけではダメで結果を伴わないといけない、ということですね。わかりました。

もう一つ、自己資金が確保されていること、とありますが、これは、この補助金以外のものということですね。

事務局：佐久間

はい、そうです。

佐藤委員

会費を取っているかどうかは、意識的に基準に入れていないのですね。

事務局：佐久間

自立を促す目的を条例に入れていないので、会費を取ることは入れていません。

佐藤委員

主催事業のみを対象とする、という点で、事例としては市民まつり等への出店だと思えますが、例えば、出店する場所がない、スペースが取れない、人を集めることができない、という課題を持っている団体もあり、市民まつりが一番市民にアピールできる場であるとした場合、この基準をどのように解釈、判断すれば良いですか。

事務局：佐久間

この基準は、物販を目的としているものは除きたいというものです。市民まつりで、活動費を増やすために焼きそばを売っている、その材料費に補助金が使われている、というのは制度としてふさわしくないと考えています。市民への PR でパネル展示をしているのか、物販をしているのか正確に区別がつかないため、一律で市民まつりは除くとなりました。物販を除くにすれば解決できますが、申請者の報告を信じるのか、実際に見に行くのか、検証の方法が難しいと思っています。

事務局：佐藤

事業の写真をつけてもらう事で良いのではないかな。

小笠原委員

申請では写真は添付できないので、実績報告の時に確認することになりますね。

吉田委員

今までの報告書の写真を見ても、いい加減なものもあると思います。基準を細かくすればするほど難しくなるのではないのでしょうか。

事務局：佐藤

補助事業では信用するしかない、ので外したい。他から見ておかしいというものは、外したいと考えています。市民まつりは、自分たちの事業として出るのは勿論よいが、補助の対象とはしないとしたいと考えています。

吉田委員

主催講座で参加費を取るの OK ですよね。物販を排除するという理由を教えてください。

事務局：佐久間

例えば、市民まつりで焼きそばを売る場合、その材料費に補助金が使われ、売り上げは団体の活動費になるとすると、市民の利益は食べ物を食べただけになってしまう。それに補助金を充てて良いのか、ということです。売る目的の事業は、市民の役に立っているのか、と言う点で物販を対象としないと考えています。

吉田委員

細かな事例になってしまいますが、(福祉) 作業所がクッキーを売る、のは本来の団体の趣旨に叶っていて、環境(保全) 団体が焼きそばを売るのとは違う。また、団体が活動の結果をまとめた報告書なり成果物を販売することは、なんらか市民に利益があるかもしれな

い。

事務局：佐藤

例えば、国際協力団体が、フェアトレードとして貧困村で作ったものを売るという事業は、団体の趣旨に叶っていて、販売しないと事業が成り立たないことも考えられます。審査員の方には、個別に目的と事業の内容を判断していただければ良いのではないのでしょうか。

金丸委員

申請書の段階で「市民まつりに出店」だけでなく、目的はなにか、を明確にしてもらい判断するしかないですね。

佐藤委員

目的を達成するために効果的な方法を取っているか、という審査項目がありますが、まつりに出店することが多くの人を集めるためには効果的、例えばリフォームの相談を受けるなどは確かに沢山の市民に集まってもらうには効果的であると思うので、自分で主催していないからダメだというのは矛盾があるように思います。

吉田委員

自分たちが主催すると20人しか集まらないが、まつりに出店するとより多くの市民を集めることができる、ということですね。

事務局：佐藤

このところは、再度検討します。会の目的と照らしてどうかを判断するようにすれば良いですね。

金丸委員

事業の目的に沿ったものは認めるなどを書いたらどうでしょうか。基本的なことですが、審査基準は公表されますか。

事務局：佐久間

公表します。ホームページ等への掲載、また1月に団体への説明会をする予定ですが、その時には手引きを作って配布予定です。

金丸委員

審査委員用のマニュアルは細かなところまで例示して欲しいが、申請時の手引きは、どこまで書くか検討をお願いします。

他にありますか。

小野委員

補助対象経費について「食糧費」はなくなって良かったと思いますが、原材料費の説明で「主たる目的が食事会による参加者間の交流である場合の飲食費用（1人当たり 600 円を限度とし、受益者から参加費用の徴収を行っている場合に限り認めるものとする。）」という費用が、料理を提供する事業などの食糧費に流用されてしまわないか危惧しています。

事務局：佐久間

主たる目的が、調理をして食事を提供する事業の他に、現在、外食して交流しよう、という事業があり、その事業は認めても良いと思っています。本来は食糧費であるが、食糧費を作ってしまうと他も認めているように思われるので、原材料費に入れているため、費目がおかしいというご指摘だと思います。

事務局：佐藤

障がい者の方がなかなか外に出られないので、食事を取りながら交流しようという事業があります。お店で昼食を食べる、クリスマス会で食事を提供するなどの事業を対象としないうわけにはいかないと思っています。

金丸委員

飲食費の項目がなくなったので、苦肉の策でこのようになっているわけですね。

佐藤委員

懇親会も OK ということですね。ファミレスに週 1 回集まって話し合うようなものもありますよね。事業のあとの懇親会もあったように思いますが。

事務局：佐久間

その事業の目的が社会貢献活動になっているかどうかで判断します。事業のあとの懇親会は、事業の目的とは違うので対象外としたいと思います。

小笠原委員

公益性があって、地域社会の課題の解決にある事業とは私は思えないので、食糧費をなくすのであれば、材料費の「食事会による参加者間の交流である場合の飲食費用」それ自体を入れないほうが良いのではないかと思います。

吉田委員

目的が「食事会」では余計にダメですね。

金丸委員

解釈が難しいので、あえて「福祉目的」と書いたほうが良いのではないですか。福祉目的に限定した交流会（食事を提供することを含む）という感じでしょうか。

事務局：佐久間

福祉目的の交流会で食事を提供する場合は認める、という表現で再度検討します。

金丸委員

他にはありますか。

事務局：佐藤

4回目以降の追加審査項目ですが、議会から終わりが無い制度であるとの指摘を受けています。4年目以降お金は減るが、始めから15万円をもらっているところは、金額も変わらない。補助金は期限が決まっているものが多いなかで、なんらかの社会的な重要性が認められない限り市民の共感も得られないのではないかと、ということで入れています。3年先の話なので、先を考えながら精査して行って欲しいと思います。

金丸委員

今後考えていくことでよいのですね。

佐藤委員

それは課題の解決ということですよ。もう一つは、あくまでも補助金であって、本来は自立すべきですということですよ。団体にとっては事業の課題の達成、われわれにとっては財政上の自立というのが課題になるのではないですか。それを入れることも必要ではないですか。

事務局：佐藤

今回の条例には、財政面での自立を入れませんでした。自立をいうのであれば、団体に努力をしてもらうことと合わせて、こちらとしても自立できるようなメニューをどれだけ出せるかが必要だと思います。何もなしに自立しろは乱暴な話しだと思います。今後は、なるべく参加費などを取ってもらい、補助金がなくても大丈夫なように、補助金をもらうと色々なことを言われるので、自由に活動するためには補助金でなく、自分たちでできるような意識で活動をして欲しいと思っています。



佐藤委員

公共が補助金を出す場合で財政上の自立を求める、自立を支援するというものはあまりないですか。補助金はさすが、一方で永遠に続くものではないので、補助金をあてにしていたらだめ、という観点からすると、どこかに入れておいたほうが良いのではないかと思います。

吉田委員

結果が出ていなければ3年で打ち切られる訳で、団体にとっては成果を求められている。1%から大きく変わっているところはそののではないかと感じています。補助金を出している間は結果をだしてくれればいいよ、というドライな関係になっている。1%は市民の投票で、市民から支えられる魅力ある団体になって継続してくださいね、というスタンスだったが、今回は、3年間で活動が終わっても結果をだしてくれればOKという仕立てなのかなと思います。

佐藤委員

課題の解決という点では、団体の目的によっては、課題は毎年更新されるようなものもあるし、ある程度ここまでいったら終結するというものもある。一律ではないので難しい。とくに3年後に課題が解決するものはよいが、毎年課題が変わるようなものは自立を求めていく、ということが必要ではないでしょうか。そうしないと、いつまでももらえるという意識になるのではないのでしょうか。目的はあるけれども終結するものではないので、支援をし続けてもらわないと困りますという意識になってしまうといけないのではないかと、と思います。

事務局：佐藤

今回は、団体の運営資金には、補助金だけでなく、他の助成金、参加費のような受益者負担、寄附など、色々なものがあることをわかってもらい、ステップアップしてもらえるようにしたいと思っています。

金丸委員

制度の目的としては、団体の自立を求めている、条文にも明記していない、ということではよいですね。

吉田委員

団体側がまっとうに考えれば、この補助金には頼れないな、と感じると思いますよ

小野委員

ちょっといいですか。今回、広報いちかわに男の料理教室が3件掲載されています。それぞれの会費は、1,500円、1,700円、2,000円。私たちは1,500円の会費で自立しています。他の2団体は会費も高いが1%ももらっている。私たちより高い会費で1%ももらっているのに自立していないのはどういうことなのか。自立はできるはずです。活動の実態はどうなのか、もらえるお金はいいではないかにならないように、3年なら3年という歯止めが必要だと思います。自立は、条例にうたっていないとしても審査基準に入れておいたほうがよいと思います。

佐藤委員

今までの決算書を見ると、剰余金が沢山ある団体もあります。余っているお金があるところに補助をだす必要はあるのか。困っているところに補助金をだすのはわかるが、困っていないところに社会貢献のプログラムだから、とって支援するのはどうなのか、と思います。

事務局：佐藤

色々なことはありますが、少しずつ直していきたいと思います。活動をしやすくなるきっかけになるなら、会費は1,700円だけど補助金をもらって500円にして、会員を増やすということもあるかもしれない。そのようなことなら補助をしてよい、というのが私の個人的ですが意見です。補助金をもらうということは、報告もださなくてはいけない、色々なことも言われ自由にできない部分もある。本来の自分たちで決めたことを自由にできる、という市民活動になっていけばよいと思っています。

金丸委員

そろそろ時間がなくなってきました。他にご意見がなければ、新しい制度の審査基準についての意見交換を終了します。最後に事務局からの連絡をお願いします。

事務局：佐久間

みなさま、ありがとうございました。ご討議をいただいた内容を参考に12月中に審査基準の内容を詰め、1月に団体向けの説明会を開催する予定です。また、1%支援制度に関する次回の審査会は、例年通り来年5月の連休明けを予定しております。詳細な日程につきましては、あらためて、皆様に連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局：佐藤

1%支援制度が今年度で廃止になることから、審査会の任期も2年のところ5月の実績審

査会をもち途中で解任とさせていただきます。

新たな審査会については、別途の手続きを取りますので、よろしく願いいたします。

金丸委員

では、これで第4回審査会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上